

公益社団法人群馬県薬剤師会会費規程

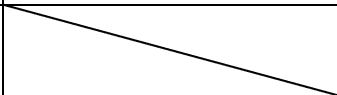
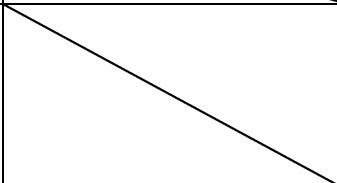
(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人群馬県薬剤師会（以下「本会」という。）定款第9条第3項の規程に基づき、会費及び入会金の額並びに徴収方法等に関し、必要な事項を定める。

(会費の種類並びに額)

第2条 会費の種類並びに額は、次に定めるとおりとする。

なお、A及びB会費額は、本会会費と日本薬剤師会会費の合計額とする。

会 費 の 種 類		対 象 の 範 囲	区 分	金 額
会 員 会 費	A会費	正会員のA会員	群馬県薬剤師会会費	年額 13,050円 (1/2額 6,525円)
			日本薬剤師会会費	年額 18,000円 (1/2額 9,000円)
	B会費	正会員のB会員	群馬県薬剤師会会費	年額 6,800円 (1/2額 3,400円)
			日本薬剤師会会費	年額 7,000円 (1/2額 3,500円)
賛 助 会 費		賛 助 会 員	群馬県薬剤師会会費	年額 13,800円 (1/2額 6,900円)
			日本薬剤師会会費	な し
差 等 割 会 費		正会員のA会員が勤務する保険薬局		別に定める「差等割会費要綱」による
学校薬剤師会費		県・市町村等から学校薬剤師の委嘱を受けている正会員		年額 4,000円

(入会及び退会の時期による会費)

第3条 会計年度（以下「年度」という。）の4月1日から9月30日までに入会した会員の会費は、その年度の全額とし、10月1日以降に入会した会員の会費は、年額の2分の1額とする。

2 前項の規定に関わらず、差等割会費については別に定める差等割会費要綱による。

3 既納入した会費は、返還しない。

4 定款第12条第2項の規定により、会員資格を喪失した場合においては、未納会費は支払うものとする。

(督 促)

第4条 会長が指定した納入期限日を超えても納入されない場合には、納入期限を付し

て督促する。

2 納入期限からの延滞期間については、延滞割増金を徴収することができる。

(会員資格の喪失)

第5条 督促通知に関わらず、会費の納入を督促を受けた後も1年間以上滞納した場合には、定款第12条の規定により会員資格を喪失する。

(入会金の額)

第6条 入会金の額は、次に定める額とする。

(1) 正会員のA会員 200,000円

2 再入会時における入会金については、会員規程第7条第3項による。

(会費及び入会金の納入方法)

第7条 初年度の会費及び入会金は、入会時に原則として一括銀行振り込みすることとし、領収書等の振り込みが確認出来る書類の写しを、入会申込書に添付し提出するものとする。

なお、翌年度以降の会費の納入は次のとおりとする。

(1) A会費及び学校薬剤師会費は、所属する地域薬剤師会に納めるものとする。

(2) B会費は、原則として本人指定の銀行口座から、口座振替により納めるものとする。

(3) 賛助会費は、原則として所属する地域薬剤師会に納めるものとする。

2 本人から申し出があり、本規程によらない場合には、別途協議する。

3 本条の規定に関わらず、差等割会費については、別に定める差等割会費要綱による。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の議を経て総会の議決により行う。

(委 任)

第9条 この規程の施行に際し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年6月20日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。